

あお とり じゅう よう じ こう せつ めい しょ
青 い 鳥 重 要 事 項 説 明 書
 せい かつ かい ご じ ぎ よう だい たん い
(生活介護事業 第1単位)

しゃかいふくしほうじん まど
社会福祉法人 こころの窓

あお とり せいかつかいごじぎょう だい たんい じゅう よう じ こう せつ めい しょ
青い鳥（生活介護事業 第1単位） 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

せいかつかいご ていきょう じぎょうしゃ
1 生活介護サービスを提供する事業者について

じぎょうしゃめいしやう 事業者名称	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちやう たなかけんご 理事長 田中研吾
ほんしやしよざいち 本社所在地 (連絡先)	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちやう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号 ほうじんほんぶ 法人本部 TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	へいせい ねん がつ4にち 平成14年12月4日

りやうしや ていきょう たんとう じぎょうしよ
2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

じぎょう しよざいちとう
(1) 事業の所在地等

じぎょうしよめいしやう 事業所名称	あお とり 青い鳥
サービスの 主たる対象者	ちてきしやう しや さいみまん もの のぞ 知的障がい者（18歳未満の者を除く） せいしんしやう しや さいみまん もの のぞ 精神障がい者（18歳未満の者を除く）
おおさかふしてい 大阪府指定 事業所番号	せいかつかいご ごう へいせい ねん がつ にちしてい 生活介護 2716200296号（平成20年3月1日指定）
かんりしや 管理者	たなかけんご 田中研吾
かんりせきにんしや サービス管理責任者	いしいひろし かたやまともひろ きむられいこ きんのえみこ たなかけんご 石井啓史 片山智博 木村礼子 金野恵美子 田中研吾
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちやう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号
れんらくさき 連絡先	TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268 たなかけんご 田中研吾

そうだんたんとうしゃめい 相談担当者名		
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常 の じぎょうじっしちいき 事業実施地域	さかいしきたく ひがしく みはらく ぜんいき 堺市北区、東区、美原区の全域	
じぎょうしょ おこ 事業所が行なう た していしょう 他の指定障がい ふくし 福祉サービス	しゅうろうけいぞくしえんBがた 就労継続支援B型	ごう へいせい ねん がつ にちしてい 2716200296号（平成20年3月1日指定）
りょうていいん 利用定員	めい 20名	
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成20年3月1日	

(2) 事業の目的および運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>社会福祉法人こころの窓（以下「事業者」という。）が設置する青い鳥（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とします。</p>
<p>運営方針</p>	<p>1 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>2 指定生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>3 前項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。</p>

(3) 営業日及び営業時間

<p>営業日</p>	<p>月曜日から土曜日までです。</p>
<p>営業時間</p>	<p>午前9時から午後4時30分までです。</p>

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までです。
サービス提供時間	午前9時15分から午後3時45分までです。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造2階建
敷地面積	1571 m ²
延床面積	1315.01 m ²

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
訓練・作業室	2室	生活介護第1単位専有部分
食堂	1室	就労継続支援B型と共有
相談室	1室	就労継続支援B型、相談支援事業所青い鳥と共有
医務室	1室	就労継続支援B型と共有
洗面所	1室	
便所	7室	男子便所2、女子便所2、車椅子用便所2、便所1
休憩室	3室	就労継続支援B型と共有
多目的室	3室	就労継続支援B型と共有
女子更衣室	1室	就労継続支援B型と共有
洗面更衣室	1室	就労継続支援B型と共有
エレベータ	1基	就労継続支援B型と共有

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

し よ く し ゆ 種 職	し よ く む な い よ う 職 務 内 容
かんりしゃ 管理者	<p>かんりしゃ しょくいん かんり していせいかつかいご りよう もう こ かわ 管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る ちようせい ぎようむ じっしじようきよう はあくそのほか かんり いちげんてき おこな 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと ほうれいどう きてい していせいかつかいごじっし かん もに、法令等において規定されている指定生活介護実施に関し、 じぎょうしょ しょくいん たい じゆんしゆ ひつよう しれいめいれい おこな 事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
し よ く し ゆ 種 職	し よ く む な い よ う 職 務 内 容
かんりせきにしや サービス管理責任者	<p>(1) てきせつ ほうほう りようしゃ ゆう のうりよく お かんきよう 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境 およ になちじようせいかつぜんばん じようきようとう ひよつか つう りようしゃ きぼう 及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する せいかつ かだいとう はあく い か おこな 生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、 りようしゃ じりつ になちじようせいかつ いたな しえん 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する うえ てきせつ しえんないよう けんとう 上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) りようしゃ じりつ になちじようせいかつ いたな しえん 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援 うえ てきせつ しえんないよう けんとう する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) およ しえんないよう けんとうけつか もと じぎょうしょ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が てききよう していせいかつかいごいがい ほけんいりよう また た 提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の ふくし とう れんけい ふく りようしゃ せいかつ たい いこう 福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、 そうごうてき しえん ほうしん せいかつぜんばん しつ こううえ かだい してい 総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定 せいかつかいご もくひようおよ たつせい じ き していせいかつかいご ていきよう うえ 生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上 りゆううじこうなど きさい せいかつかいごけいかく げんあん ざくせい での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。</p> <p>(3) せいかつかいごけいかく げんあん ないよう りようしゃ たい せつめい ぶんしよ 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書によ りようしゃ どうい え うえ さくせい せいかつかいごけいかく きさい り利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した しよめん りようしゃ こうふ 書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) せいかつかいごけいかくさくせいご せいかつかいごけいかくけいかく じっしじようきよう はあく 生活介護計画作成後、生活介護計画計画の実施状況の把握 りようしゃ けいぞくてき ふく おこな （利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うと すく げつ かいじよう せいかつかいごけいかく みなお おこな もに、少なくとも6ヶ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行 ひつよう おう せいかつかいごけいかく へんこう い、必要に応じて生活介護計画を変更します。</p> <p>(5) りようもうしこみしゃ りよう さい しょう ふくし じぎょうしゃとう 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に たい しょうかいとう りようもうしこみしゃ しんしん じようきよう じぎょうしよいがい 対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外に していしろう ふくし とう りようじようきようとう はあく おける指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) りようしゃ しんしん じようきよう お かんきようとう て 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、 りようしゃ じりつ になちじようせいかつ いたな ていきてき 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的 けんとう じりつ になちじようせいかつ いたな みと に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認め</p>

	<p>られる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
生活支援員	<p>生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。</p>
医師	<p>医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。</p>
看護職員	<p>看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。</p>
運転手	<p>運転手は、利用者が安定して通所できるよう毎日の送迎を行います。</p>
調理員	<p>調理員は、調理及び調理に関する厨房業務を行います。</p>
事務職員	<p>事務職員は、必要な事務を行います。</p>

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	5	1	4			3.0	
生活支援員	7	4		3		6.6	
医師	1				1	0.1	
看護職員	1				1	0.1	
調理員	1				1	0.7	
事務職員	1		1			1.0	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系

かんりしゃ 管理者	8 : 15 ~ 16 : 45 かいぎび (会議日は 8 : 15 ~ 18 : 15)
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	8 : 15 ~ 16 : 45 かいぎび (会議日は 8 : 15 ~ 18 : 15)
せいかつしえんいん 生活支援員	8 : 15 ~ 16 : 45 または 17 : 00 かいぎび (会議日は 8 : 15 ~ 18 : 15)
いし 医師	まいつきだい もくようび 毎月第1木曜日 14 : 00 ~ 15 : 00
かんごしょくいん 看護職員	8 : 45 ~ 17 : 15 だい どようび (第1土曜日は 9 : 30 ~ 15 : 30)
ちょうりいん 調理員	8 : 30 ~ 12 : 30 9 : 00 ~ 13 : 00 せい (シフト制)
じむしょくいん 事務職員	8 : 15 ~ 17 : 00 かいぎび (会議日は 8 : 15 ~ 18 : 15)

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
せいかつかいごけいかく 生活介護計画の 作成	りようしゃ いこう しんしん じょうきょうとう おこな せいかつぜんばん 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般 の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した 生活介護計画を作成します。
しょくじ ていきよう 食事の提供	きぼう りようしゃ しんたいじょうきょう しこう はいりよ しょくじ ていきよう 希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供 します。
にゆうよくまた せいしき 入浴又は清拭	にゆうよく ひつよう おう かいじょ かくにん おこな りようしゃ しんしん 入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身 の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な 方法で実施します。
しんたいとう かいご 身体等の介護	りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゆつ しょくじ せいよう こうい 利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・ 排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
せいさんかつどう 生産活動	けいさぎょうとう せいさんかつどう きかい ていきよう 軽作業等の生産活動の機会を提供します。 以下の生産活動を行っています。 ①線香商品関係(商品箱の組立等) ②自転車部品関係(車輪スポーク差し等) ③金属部品関係(商品ネジのパッケージング、部材組立等) ④新聞回収・アルミ缶リサイクル作業 ⑤清掃作業

	<p>こうちん しはら <工賃の支払い> じょう き せいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ さ ひ がく 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に そうどう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ しはら 相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払 います。</p>
そうさくてきかつどう 創作的活動	<p>けいさぎょうどう そうさくてきかつどう きかい ていきょう 軽作業等の創作的活動の機会を提供します。 い か そうさくてきかつどう おこな 以下の創作的活動を行っています。 せいさく ① アイロンビーズ制作 え かいが え お え ② ぬり絵・絵画・ちぎり絵・折り紙 きせつぎょうじ あ かざ ものせいさく ③ 季節行事に合わせた飾り物制作</p>
しんたいきのうおよ 身体機能及び にちじょうせいかつのうりよく 日常生活能力の い じ こうじょう 維持・向上のため しえん の支援	<p>しんたいきのう い じ こうじょう しょくじ か じ どう にちじょうせいかつのうりよく こうじょう 身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上す くんれんどう おこな るための訓練等を行います。</p>
せいかつそうだん 生活相談	<p>りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうどう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等 はあく てきせつ そうだん じよげん えんじょう おこな 把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。</p>
けんこうかんり 健康管理	<p>りようしゃ どうやくかんり しつべいよぼう つと しよくたくい し 利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、 けんこうしんだんび もう けんこうかんり おこな いりようきかん れんらく 健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡 ちようせい きょうりよくいりようきかん つう けんこうほ じ てきせつ しえん 調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を おこな 行います。</p>
ほうもんしえん 訪問支援	<p>ひつよう おう りようしゃ かぞく どうい りようしゃたく ほうもん てきせつ 必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な そうだん じよげん えんじょう おこな 相談・助言・援助等を行います。</p>
そうげい 送迎サービス	<p>じしゅつうしょ ばあい きぼう そうげい おこな 自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。</p>

(2) サービス料金

りようりょうきん じひょう
 利用料金は、次表のとおりです。

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん い か 区分2以下
りようりょう 利用料	えん 11,023円	えん 8,212円	えん 5,740円	えん 5,135円	えん 4,604円
りようしゃふたんがく 利用者負担額	えん 1,102円	えん 821円	えん 574円	えん 513円	えん 460円

ていきょう りょうきん りょうしゃふたながく
 <提供サービスの料金とその利用者負担額について>

てききょう こうせいろうどうしょう こくじ たんか りょうりょう はっせい
 提供サービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

りょうしゃふたん げんざい りょう しょとく ちゃくもく ふたん しく わり ていりつふたん しょとく
 利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得

おうじたふたんじょうげんげつがく せつてい
 に応じた負担上限月額の設定)となっています。

ていりつふたん じつびふたん ていしょとく かた はいりょ けいげんさく こう
 定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

しょう ふくし ていりつふたん しょとく おう ふたんじょうげんげつがく せつてい つき
 ※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に

りょう さーびすりょう いじょう ふたん しょう
 利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ふたんじょうげんげつがくとう かん しょうさい す しょうそんまどぐち といあわ
 負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

かいごきゅうふひどう じぎょうしゃ だいりじゆりょう おこな りょうしゃ しょうかんばら きぼう
 ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望す

る)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス

ていきょうしょうめいしょ こうふ りょうしゅうしょ そ す しょうそん かいごきゅうふひどう
 提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の

しきゅう りょうしゃふたながく のぞ しんせい
 支給(利用者負担額を除く)を申請してください

かさんこうもく
 【加算項目】

じぎょうしょ たいせい かひょう りょうきん かさん
 ① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしゃふたながく 利用者負担額	ない 内	よう 容
じんいん はいち たいせい かさん 人員配置体制加算	さんていなし 算定無	さき わり 左記の1割	つうじょう てあつ じんいん はいち おこな 通常より手厚い人員配置を行って	ばあい りょう にち かさん いる場合、利用1日につき加算されま す。
ふくし せんもん しょくいん はいち 福祉専門職員配置 とうかさん 等加算(Ⅰ)	えん 159円	さき わり 左記の1割	ばあい (Ⅰ)(Ⅱ)の場合 せいかつしえんいん ゆうしかくしゃ いって 生活支援員のうち、有資格者が一定	わりあいいじょうばあい りょう にち かさん 割合以上場合、利用1日につき加算さ れます。 (Ⅲ)

			<small>せいかつしえんいん きんむけいたい じょうきん</small> 生活支援員のうち、勤務形態が常勤 <small>また きんむねんすう いじょう</small> ものが 75%、又は勤続年数が 3 以上 <small>こ ばあい りょう にち</small> ものが 30%を超える場合、利用 1 日 <small>かさん</small> につき加算されます。
<small>じょうきんかんごしよくいんとう</small> 常勤看護職員等 <small>はいちかさん</small> 配置加算	<small>さんていなし</small> 算定無	<small>さ き わり</small> 左記の 1 割	<small>かんごしよくいん じょうきんかんさん めい い じょう</small> 看護職員を常勤換算で 1 名以上 <small>はいち ばあい りょう にち</small> 配置している場合、利用 1 日につき <small>かさん</small> 加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初期加算	318円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
欠席時対応加算	997円	左記の1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
食事提供体制加算	318円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,591円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
重度障害者支援加算(Ⅱ)(一)体制を整えた場合	74円	左記の1割	重度障害認定を受けている利用者が通所する事業所において、一定の要件を満たした支援体制を整えている場合に加算されます。
重度障害者支援加算(Ⅱ)(二)支援を行った場合	1,909円	左記の1割	重度障害認定を受けている利用者に対し、一定の要件を満たした支援が実施された場合に加算されます。
送迎加算	222円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されま

			す。
そうげいかさん じゅうど 送迎加算 (重度)	297円 297円	さき わり 左記の1割	そうげい りょうしゃ ぜんたい し じゅうど 送迎利用者全体に占める重度 りょうしゃ わりあい いていいうえ ばあい 利用者の割合が一定以上の場合、 そうげいりょうしゃぜんいん たい かたみち 送迎利用者全員に対し片道につき かさん 加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
にゅうよく にかかわ こうねつすいひ 入浴サービスに係る光熱水費	かい えん 1回につき 300円
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費	じっぴそうとうがく 実費相当額
しょくじ てききょう にかかわ ひよう 食事の提供に係る費用	ちゅうしょく しょく えん 昼食：1食につき 600円 しょくざいりょうひ えん (うち食材料費 350円)
そうげい てききょう にかかわ ひよう 送迎サービスの提供に係る費用	つうじょう じぎょう じっしちいきはんい 通常の事業の実施地域範囲内は むりよう ただ つうじょう じっしちいきがい 無料、但し、通常の実施地域外へ そうげい の送迎サービスについては、 ねんりょうひ じっぴふたん かたみち 燃料費のみの実費負担として片道 かい えん かげつ ふたん 1回につき 100円 (1ヶ月の負担 がくじょうげん えん 額上限は3,000円)
しどうおよ まいにち しょう ブラッシング指導及び毎日のブラッシングに使用する使 は だい しょう じゆこうしゃおよ こうにゆう い捨て歯ブラシ代 (ブラッシング指導受講者及び購入 きぼうしゃ 希望者)	げつ えん 1ヶ月につき 100円
ほかにちじょうせいかつ つうじょうひつよう にかかわ その他日常生活において通常必要となるものに 係 ひよう りょうしゃ ふたん てきとう る費用であって、その利用者に負担させることが適当 みと じっぴ と認められるものの実費	じっぴそうとうがく 実費相当額
りょう キャンセル料	かまえ れんらく ばあい 2日前までのご連絡の場合、キャ りょう ふよう ンセル料は不要です。
	にちまえ れんらく ばあい 2日前までにご連絡がない場合、 りょう しょくざいりょうひ キャンセル料として食材料費 そうとうがく せいきゆう 相当額を請求いたします。(キャ りょう ちようしゅうかいすうじょうげん つき ンセル料の徴収回数上限は月

	かい に4回までとします。)
--	-------------------

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額その他の費用の支払い方法について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の27日に、原則として口座自動振替にてお支払いをお願いいたします。ただし、これによりがたい場合は、現金または口座振込でお願いいたします。</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い

期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、

契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 生活介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護計画」を作成します。作成した「生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 生活介護計画の変更等

せいかつかいごけいかく りようしゃとう しんしん じょうきょう いこう へんか ひつよう おう
「生活介護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じ

へんこう
て変更することができます。

9 虐待の防止について

じぎょうしゃ りようしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、

しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ へいせい23ねんほうりつだい ごう じゆんしゆ
障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守すると

かき たいさく こう
もに、下記の対策を講じます。

- ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ せんてい
① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	ぎゃくたいぼうしせきにんしゃ いしいひろし 虐待防止責任者 石井啓史
-----------------------------------	---------------------------------------

- せいねんこうけんせいど りよう しえん
② 成年後見制度の利用を支援します。

- くじょうかいけつたいせい せいび
③ 苦情解決体制を整備しています。

- じゅうぎょうしゃ たいするぎゃくたいぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし
④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報保護について

りようしゃおよ ① 利用者及びその 家族に関する 秘密の保持 について	じぎょうしゃ りようしゃ こじんじょうほう こじんじょうほう ほご かん ほうりつ およ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 こうせいろうどうしやう さくてい ふくし じぎょうしゃ こじんじょうほう てきせつ と あつか び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱い のためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 じぎょうしゃおよ じぎょうしゃ しやう もの い か じゅうぎょうしゃ ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービ てききやう うえ し え りようしゃおよ かぞく ひみつ せいとう りゆう ス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 だいさんしゃ も 第三者に漏らしません。 ひみつ ほじ ぎむ てききやうけいやく しゅうりやう あと ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後に けいぞく いても継続します。 じぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ ぎやうむじやうし え りようしゃまた かぞく ひみつ ほじ ○ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ じゅうぎょうしゃ きかんおよ じゅうぎょうしゃ あと せるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、そ ひみつ ほじ むね じゅうぎょうしゃ こようけいやく ないやう の秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
-------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>こじん じょうほう ② 個人情報 の ほご 保護について</p>	<p>じぎょうしゃ りょうしゃ ぶんしょ どうい え かぎり ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス たんとうしゃかいぎなど しょう など ほか しょう ふくし さーびす じぎょうしゃとう りょうしゃ 担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者 こじんじょうほう てきぎょう りょうしゃ かぞく こじんじょうほう の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、 とうがいりょうしゃ かぞく ぶんしょ どうい え かぎ さーびす たんとうしゃ 当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者 かいぎ しょう どう ほか ふくし じぎょうしゃとう りょうしゃ かぞく こじんじょうほう 会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報 てきぎょう を提供しません。</p> <p>じぎょうしゃ りょうしゃおよ かぞく かん こじんじょうほう ふく きろくぶつ しみ ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙に ほか でんじてききろく ふく ぜんりょう かんりしゃ ちゅうい よるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をも かんり しよぶん さい だいさんしゃ ろうえい ぼうし って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>じぎょうしゃ かんり じょうほう りょうしゃ もと おう ないよう ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を かいじ かいじ けっか じょうほう ていせい ついか さくじよ もと 開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められ ばあい ちたい ちようさ おこな りようもくてき たっせい ひつよう はんない ていせいとう た場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を おこな かいじ さい ふくしゃりよう ひつよう ばあい りょうしゃ 行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の ふたん 負担となります。)</p>
-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

れんらくさき でんわばんごう たいおうかのうじかん
連絡先：電話番号072-286-2260 (対応可能時間 8:15~17:00)

12 協力医療機関について

きょうりょくいりょうきかん ちりょう ひつよう ばあい きょうりょく いらい いりょうきかん
協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

いりょうきかんめいしょう 医療機関名称	きむらいいん 木村医院
------------------------	----------------

い いんちようめい 医院長名	きむらあきお 木村彰男
しょざいち 所在地	おおさかふさかいしなかくおのしばちよう 大阪府堺市中区大野芝町242-2
でんわばんごう 電話番号	072-237-5000
しんりようか 診療科	ないか じゆんかんきか ひふか か 内科、循環器科、皮膚科、アレルギー科

13 事故発生時の対応方法について

りようしゃ たい せいかつかいご ていきよう じこ はっせい ばあい とどうふけん しちようそん
利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、

りようしゃ かぞくとう れんらく おこな ひつよう そち こう
利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

りようしゃ たい せいかつかいご ていきよう ばいしょう じこ はっせい ばあい せんがい
また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

ばいしょう すみ おこな
賠償を速やかにを行います。

市町村 しちようそん	しちようそんめい 市町村名	さかいし 堺市
	たんとうぶ かめい 担当部・課名	しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課
	でんわばんごう 電話番号	072-228-7818

ほんじぎょうしゃ かき せんがいはいしょうほけん かにゆう
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいしやめい どうわそんほ
保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

ほけんめい かいごほけん しゃかいふくし じぎょうしゃそうごうほけん
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

ほしょう がいよう じぎょうしょ せんがいはいしょうせきにん はっせい ばあい しんたいじこ めい
保障の概要 事業所に損害賠償責任が発生した場合に、身体事故について1名あた

り1億円、1事故あたり10億円、財物事故について1事故あたり1千万

えん しはらげんどがく せんがいはいしょう おこな
円を支払限度額として、損害賠償を行う。

14 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだ しょうぼうけいかく のつと じえいしょうぼうくんれん ねん かい ひなんくんれん 別に定める消防計画に則り、自衛消防訓練を年2回、避難訓練を かくづき じっし 隔月で実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ゆうどうとう あり ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有

	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ報知器 <small>も ほうちき</small> 有 <small>あり</small> ・非常用電源 <small>ひじょうようでんげん</small> 無 <small>なし</small> ・室内防火栓 <small>しつないぼうかせん</small> 無 <small>なし</small> ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。<small>とう ぼうえんきのう もの しょう</small> ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）<small>しんさい そな びちく しょくりょう いんりょうすい かぶん</small> <p>（その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）<small>た かくせいき けいたい かいちゅうでんとうなど</small></p>
しょうぼうけいかく 消 防 計 画	<p>しょうぼうしょ とどけでひ へいせい ねん がつ にち 消 防 署 へ の 届 出 日 : 平 成 15 年 10 月 8 日</p> <p>ぼうさいかんりしゃ ますぶちいちろう 防 災 管 理 者 : 増 淵 一 郎</p>
ほけんかにゆう 保 険 加 入	<p>ほんじぎょうしゃ か き そんがいはいしょうほけん かにゆう 本 事 業 者 は、下 記 の 損 害 賠 償 保 険 に 加 入 し て い ま す。</p> <p>ほけんがいしゃめい どうわそんほ 保 険 会 社 名 あいおいニッセイ同和損保</p> <p>ほけんめい かいごほけん しゃかいふくし じぎょうしゃそうごうほけん 保 険 名 介 護 保 険 ・ 社 会 福 祉 事 業 者 総 合 保 険</p> <p>ほしょう がいよう じぎょうしょ そんがいはいしょうせきにん はっせい ばあい しんたい 保 障 の 概 要 事 業 所 に 損 害 賠 償 責 任 が 発 生 し た 場 合 に、身 体</p> <p>じこ めい おくえん じこ 事 故 に つ い て 1 名 あ た り 1 億 円、1 事 故 あ た り 1</p> <p>おくえん ざいぶつ じこ じこ せんまんえん 0 億 円、財 物 事 故 に つ い て 1 事 故 あ た り 1 千 万 円</p> <p>しはらげんどがく そんがいはいしょう おこな を 支 払 限 度 額 と し て、損 害 賠 償 を 行 う。</p>

くじょうかいけつ たいせいおよ てじゆん
15 苦情解決の体制及び手順

(1) ていきよう していせいかつかいご かかわ りようしゃおよ かぞく そうだんおよ くじょう う つ
提 供 し た 指 定 生 活 介 護 に 係 る 利 用 者 及 び そ の 家 族 か ら の 相 談 及 び 苦 情 を 受 け 付

まどぐち せっち かひよう しる じぎょうしゃ まどぐち
けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ほんじぎょうしょ ちいき す かた だいさんしゃいん せんになん ちいきじゅうみん たちば
本 事 業 所 で は 地 域 に お 住 ま い の 方 を 第 三 者 委 員 に 選 任 し、地 域 住 民 の 立 場 か ら

ほんじぎょうしょ たい いけん ほんじぎょうしょ くじょう いけん
本 事 業 所 に 対 す る ご 意 見 な ど も い た だ い て い ま す。本 事 業 所 へ の 苦 情 や 意 見 は

だいさんしゃいん そうだん
第 三 者 委 員 に 相 談 す る こ と も で き ま す。

だいさんしゃいん しめい れんらくさき
第 三 者 委 員 氏 名 ・ 連 絡 先

おおがみきょういち つじ ご いちろう
大 上 恭 一 072-296-1419 辻 悟 一 郎 072-261-4944

(2) そうだんおよ くじょう えんかつ てきせつ たいおう たいせいおよ てじゆん い か
相 談 及 び 苦 情 に 円 滑 か つ 適 切 に 対 応 す る た め の 体 制 及 び 手 順 は 以 下 の と お り と し
ま す。

くじょうけつたんとうしゃ い か てじゆん ぎょうむ すいこう
(3) 苦 情 受 付 担 当 者 は 以 下 の 手 順 で 業 務 を 遂 行 し ま す。

① 苦情受付に際し以下の内容について苦情申し出人に確認します。

苦情や相談の内容及び申出人の希望については書面に於て記録します。

1. 苦情の内容 2. 苦情申出人の希望等 3. 第三者委員への報告の要否

4. 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員への助言・
立会いの要否

② 3. 及び 4. が不要な場合は、事業所において、速やかに管理者等を中心とし

た相談・苦情処理のための会議を開催し、事実関係の確認、改善策の策定等を行
います。

③ 会議の結果をもち、苦情申出人と話し合いによる解決を図ります。

④ 受付けた苦情及び対応の経過は全て苦情解決責任者に逐次報告します。

⑤ 苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

苦情解決責任者は以下の業務を行います。

① 申出人と解決の際、必要に応じて第三者委員の助言及び立ち合いを求める
ことがあります。苦情申出人からの求めも可能です。

② 苦情申出人の報告要否についての希望を踏まえつつ、苦情解決結果について
第三者委員へ報告し、必要な助言を受けます。

③ 苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人、第三者委員に対し
て、一定期間経過後報告します。

④ 「事業報告書」や「機関紙」等に実績を掲載し、公表します。(個人情報に
関するものは除きます)

重大な事案と判断される場合、受付後すぐに堺市、援護の実施者等に受付内容を

報告し、解決・改善までの経過と結果についても報告します。

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓 ほうじんほんぶじむきょく あお とり ない 法人本部事務局（青い鳥 内）</p>	<p>しょざいじ おおさかふさかいしひがしくひきしょうにしまち 所在地 大阪府堺市東区日置荘西町 ちやうばんごう 8丁1番1号 でんわばんごう 電話番号 072-286-2260 ばんごう ファックス番号 072-286-2268 うけつけじかん ごぜんじごごじぶん 受付時間 午前9時～午後4時30分</p>
<p>しちやうそん まどぐち 【市町村の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>しょざいじ おおさかふさかいしきかいみなみかわらまちばんごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん ごぜんじごごじ 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>していけんしゃ まどぐち 【指定権者の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>しょざいじ おおさかふさかいしきかいみなみかわらまちばんごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん ごぜんじごごじ 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじょうかいけつはいんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>しょざいじ おおさかしちゆうおうくたにまち 所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 おおさかふしゃかいふくしikaiかんかい 大阪府社会福祉会館2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん げつ きんようび しゆくじつ のぞ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜんじごごじ 午前10時～午後4時</p>

16 **心身の状況の把握**

指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 **連絡調整に対する協力**

生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 **他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携**

していせいかつかいご てききょう あた しちようそん た していしやう ふくし さーび す じぎようしやおよ ほけん
 指定生活介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健

いりやう ふくし てききようしや みっせつ れんけい つと
 医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

① していせいかつかいご じっし てききょうび ないやう じっせきじかんすうおよ りやうしや
 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者
 ふたながくとう てききょう しゅうりやうじ りやうしや かくにん う
 負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

② していせいかつかいご じっし てききょうじっせききろくひやう きろく おこな りやうしや
 指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の
 かくにん う
 確認を受けます。

③ きろく かんけつ ひ ねんかんほぞん りやうしや じぎようしや たい
 これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して
 ほぞん てききょうきろく えつらんおよ ふくしやぶつ こうふ せいきゆう
 保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
 ふくしやとう ひやう じっぴ ふたん
 (複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定生活介護サービス内容の見積もりについて

けいやく さい りやうしや ないやう おう みつ けいやくしよべっし さくせい
 契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

かんせんしやうたいさく 感染症対策	じぎようしりやうしや とう たしや かんせん しっぺい 事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であるこ いとを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用 は出来ません。
せつび きぐ りやう 設備・器具の利用	じぎようしよない せつび きぐ ほんらい ようほう したが りやう 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。こ れに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくこ とがあります。
きちやうひん かんり 貴重品の管理	きちやうひん りやうしや せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 じこかんり りやうしや きちやうひん じぎようしよ も 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち 込まないようお願いいたします。
きつ 煙 喫	じぎようしよたてものないおよ じぎようしよしきちない ぜんめんきんえん 事業所建物内及び事業所敷地内は全面禁煙です。
いん 酒 飲	じぎようしよ いんしゆ みと あくしつ ばあい けいやく かいやく 事業所で飲酒することは認められません。悪質な場合は契約を解約

	させていただきますことがあります。
しゅうきょうかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう ほかに りようしゃ たい しゅうきょうかつどう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
たしょうこうい 他傷行為について	りようしゃ こい ほかに りようしゃ しょくいん きず ばあい じたく 利用者が故意により他の利用者または職員を傷つけた場合、自宅 きんしんとう しょちとう と たしょうこうい つづ 謹慎等の処置等を取らせていただきます。他傷行為が続 ばあい けいやく かいやく く場合は契約を解約させていただきますことがあります。
じぎょうしょない びひん 事業所内の備品の はそん 破損について	りようしゃ こい じぎょうしょ たてもの びひん はそん ばあい じつび 利用者が故意により事業所の建物や備物を破損した場合、実費をも べんさい いこう く かえ みと って弁済していただきます。以降、繰り返すおそれが認められる ばあい こじん そんがいばいしょうほけんかにゆう けいやくけいぞく じょうけん 場合は個人での損害賠償保険加入を契約継続の条件とさせてい ただくことがあります。また、故意による破損行為が頻回で事業所 とう じんだい ひがい みと ばあい けいやく かいやく 等に甚大な被害が認められた場合は契約を解約させていただきます ことがあります。

22 だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
第三者評価の実施状況

じっし 実施している	じっし 実施していない
じっしび ねん がつ にち 【実施日： 年 月 日】	ひょうかきかんめい 【評価機関名： 】
けっか かいじじょうきょう 【結果の開示状況： 】	

23 てききょうかいしかのうねんがっぴ
サービス提供開始可能年月日

てききょうかいしかのうねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日	ねん がつ にち 年 月 日
-------------------------------------	-------------------

24 じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ
重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしょ せつめいねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日	ねん がつ にち 年 月 日
---------------------------------------------	-------------------

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

もと していしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆん へいせい
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18

ねんこうせいろうどうしょうれいだい ごう だい じょう きてい もと りようしゃ せつめい おこな
年厚生労働省令第171号) 第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

じぎょうしゃ 事業者	しょざいち 所在地	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちやう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号
	ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓
	だいひやうしゃめい 代表者名	りじちやう たなかけんご 理事長 田中研吾 印
	じぎやうしよめい 事業所名	あお とり 青い鳥
	せつめいしやしめい 説明者氏名	印

じやうきないやう せつめい じぎやうしゃ たし う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りやうしゃ 利用者	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	印

だいにん 代理人	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	印